

## 奈良教育大学大学院教育学研究科専門職学位課程

### 教職開発専攻（教職大学院）設置計画書

#### 【設置の趣旨等を記載した書類】

#### ア 設置の趣旨及び必要性

##### （１）教育上の理念、目的

21世紀に入り、ますます複雑化する社会状況を背景とした様々の困難な教育課題への解決に向けた取組みは、学校のみならず教員を養成する大学にも強く求められている。特に教員養成系単科大学には、学部段階での教員養成だけでなく、大学院課程においても、現職教員を含めた、より広く高い水準の専門性を有し教育実践力を備えた高度専門職業人としての教員の養成が求められている。

本学は、これまでの修士課程における教員養成の成果を踏まえて、教員の養成に特化した教職開発専攻（教職大学院）を設置するものである。

現代の学校・教室・教師はどのような状況におかれているのであろうか。子どもが学校で費やす大部分の時間は、教科の授業である。授業を子どもにとって豊かなものにするには、教師は、学級経営を工夫するだけでなく、一人ひとりの子どものニーズに留意し、多様な学習集団に対応した指導方法を駆使できなければならない。ただし、家庭での生活習慣が確立されていないために学校での授業に身が入らず、結果的に学力も伸びない子どもも多い。子どものいじめや不登校、社会性の不足や規範意識の低下なども問題化しており、学ぶ意欲が低いという深刻な事態にも直面している。要するに、教師が同僚と互いに協働し、家庭や地域とも連携して教育実践を行い、絶えず研鑽を重ね、生涯にわたる専門職としての教師の職能成長を図ることが求められているのである。

このような学校教育の複雑な諸問題を解決するには、理論と実践とを架橋できる教員を備え、連携協力校等をパートナーとして高度な教育実践力を組織的に培う教職大学院が必要不可欠である。その教育的要請を受けて、奈良教育大学は、教科教育学、カリキュラム論、メディア教育論、生徒指導、学級経営、カウンセリングを中心的な教育研究分野とし、次のような「高度専門職業人」の養成を理念とした大学院教育学研究科（専門職学位課程）教職開発専攻（教職大学院：以下、「本専攻」と称す。）を開設する。

##### A. 学校教育における諸問題を組織的に解決できる力量をつける。

複雑な教育諸問題に対して、個々の教師によってだけでなく教師集団としても解決に向けて取り組めるような“教育実践力”のある人材を輩出する。とりわけ、

計画者・授業者やリーダー・調整役としての教師の力量が必要である。

**B．教科指導と生徒指導を一体化させて個に応じた指導ができる力量をつける。**

子どもの特性に応じて教科指導と生徒指導を一体化させ、子どもが教師を信頼し、意欲的に学び続けるようにする“教育実践力”のある人材を輩出する。とりわけ、教科の専門家、カウンセラーとしての教師の力量が必要である。

本専攻の目的は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の「教員の養成又は研修のための教育」(専門職大学院設置基準第26条第1項、中央教育審議会『今後の教員養成・免許制度の在り方について(答申)』平成18年7月11日)のために、学校教育における複雑かつ高度な課題解決に向けて、個人としてだけでなく組織としても取り組むことができる中核的指導的な教員(スクールリーダー)や有能で実践経験豊かな新人教員を養成することである。しかも、A及びBを単なる理念に留めるのではなく、その達成のために、カリキュラム全体を貫く次のような考え方を採用する。

**1) 基準共有：資質能力に基づくカリキュラム・フレームワークを共有する。**

現代の教師に求められている 計画者・授業者、教科の専門家、カウンセラー、リーダー・調整役、の4つの資質能力をカリキュラム・フレームワークとして位置づけ、各教師像の諸能力の規準・基準を示し、それを教員だけでなく院生にも公開・共有させ、院生による目的意識的な自己成長を促す。

**2) 課題解決：院生のニーズにそった個人的な探究から組織的な学びに導く。**

一人ひとりの院生は、自らの興味関心と大学教員が行うところの力量診断に基づき、特定の教師像に絞って学び、最終的には連携協力校等とも協働しながら、教育実践を通して取り組みたい課題に対する実践的解決策を見出すようになる。その際に、複数の教員による組織的な指導を受けると同時に、院生集団(コホート)によって学びの質を高め合う。

**3) 結果保証：研究科修了時における院生の学習結果を保証する。**

専門職大学院設置基準の45単位以上の履修を修了要件とするだけでなく、院生は、 から までの教師像の諸能力に関連づけられた共通科目を履修した後、いずれか一つの教師像を選び、それに関連した科目に明示された資質能力を見据えて学習し、教員は、修了時までには到達すべき“教育実践力”の獲得を保証する。

**(2) どのような教員を養成するのか**

本専攻では、デマンドサイドである奈良県や市の教育委員会等との協議をしながら、次の4つの教師像を資質能力に基づくカリキュラム・フレームワークとして作成・公開する。院生は、これらの教師像から主に深めたいものを一つ選択し、目標として示された資質能力の獲得に向けて授業科目を選択し目的意識的な学習を重ね、教員チームが彼らの学びの指導や支援をする。

**計画者・授業者としての教師**

課題の解決・達成に向けた多様な授業(教育)戦略を立て、評価することので

きる教師。

学級経営や生徒指導を根底にした授業改善に取り組むことのできる教師。

自分の授業を分析的に考察し、その改善を図ることのできる教師。

#### **教科の専門家としての教師**

専門的な知識、技能等を実践の場で多面的に生かすことのできる教師。

教科の面白さ、楽しさ、有用性を伝えることのできる教師。

#### **カウンセラーとしての教師**

生徒理解、学力評価、生徒指導の多様な方法を知っており、生かすことのできる教師。

#### **リーダー・調整役としての教師**

児童生徒・保護者、同僚にも自分の指導の方針について分かりやすく説明できる教師。

学校教育の改革推進、調査研究推進にかかわって、教職員のリーダーになれる教師。

これらの教師像は、4つから6つの能力によって構成されており、それぞれの能力は、ベーシックレベル（レベル1）からエキスパートレベル（レベル4）までの指標で示した基準によって質的な違いが分かるようになっている。本専攻では、各科目ともスタンダードレベル（レベル2）以上の達成を課しており、教育・研究における質的レベルの維持・確保を図ろうとするものである。

## **イ 研究科、専攻等の名称**

教育学研究科 教職開発専攻

この名称は、次のような設置の趣旨、教育課程の特徴に基づいて選定した。

### **（1）設置の趣旨**

教職が専門職であるという意識と目指すべき教師像を明確に持ちながら、自らの課題を設定し、それを学問的成果と教育実践との往還を通じて解決する力、さらに自らの教育活動を常に振り返りつつ、継続的に実践の改善ができる力を備えた教員を育成する。

### **（2）教育課程の特徴**

上記の資質能力育成のために、教育課程の内容は、授業科目や学問領域ではなく、「獲得したい能力目標」及び「目指すべき教師像」を基に履修できるように配列され、方法としては、継続・発展的な実習に加え、理論と実践とを繋ぐために、アクション・リサーチ、ポートフォリオ、ケース・スタディ、授業省察の4つのフィールドベースの演習科目を用意する。

加えて、学校現場における教職員グループを想定し、複数の学生に複数の教員が指導にあたるチームとしての指導形態、リアルタイムでの活動記録やフィードバックのための電子ポートフォリオによる評価を行う。

研究科、専攻の英訳名称

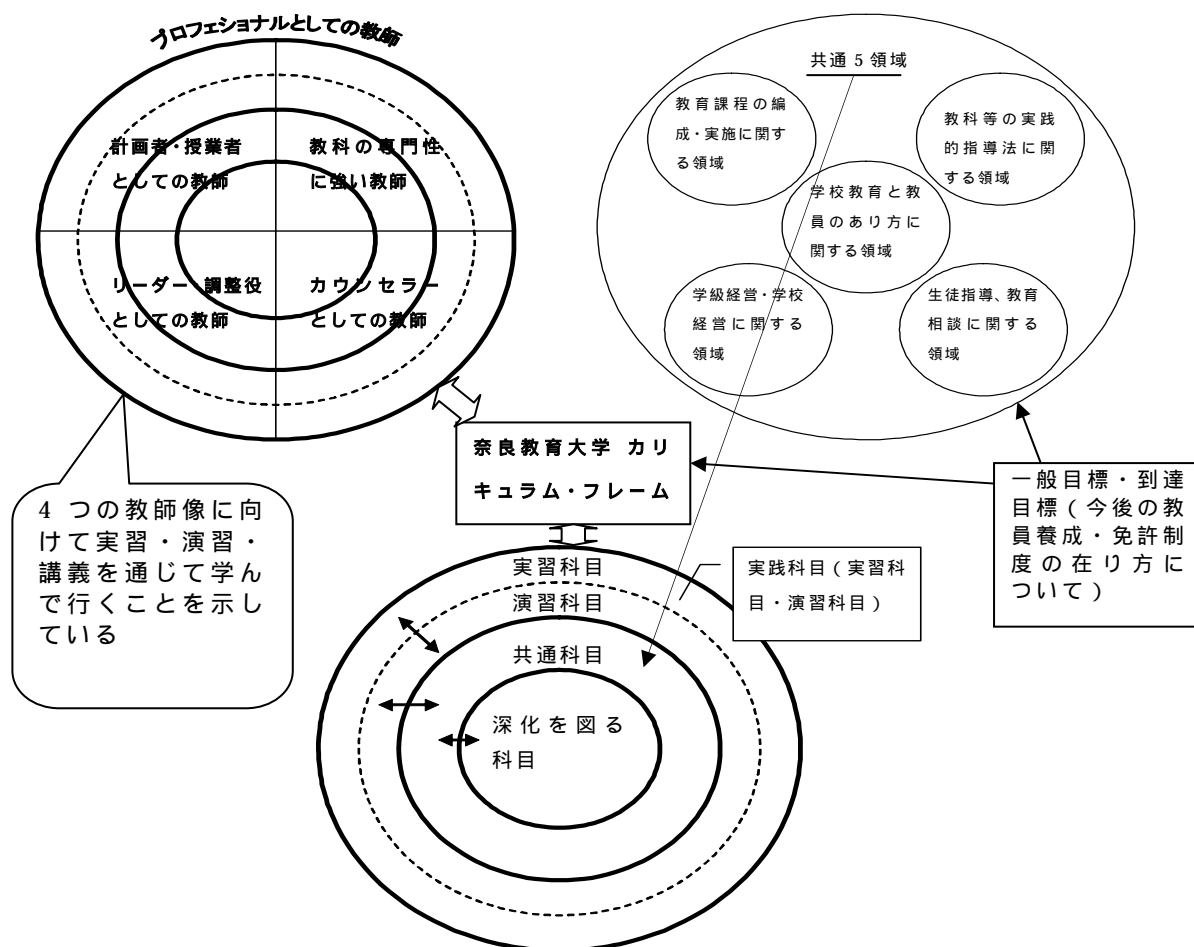
研究科名：Graduate School of Education

専攻名：School of Professional Development in Education

## ウ 教育課程の編成の考え方及び特色

### (1) 科目区分の設定及びその理由

本専攻は、学校教育に責任を持つ知識(「社会の文脈の中で学習者の発達を理解できる知識」、「教師として学習者に接し、教え、責任を持つことに関わる知識」、「教科に関することやカリキュラムの目指すゴールに関する知識」とその遂行能力を兼ね備え、絶えずその実践の歩みを振り返りながら成長していくことができる教育実践力を院生に培うことを目指している。そのために、すでに述べてきたが、修了時点までに院生に培いたい姿として、4つの教師像(計画者・授業者としての教師、教科の専門性に強い教師、リーダー・調整役としての教師、カウンセラーとしての教師)を表現した。これは、学校教育における理論と実践の融合の仕組みを「培いたい4つの姿(像)」という方向性を示すことで明確にカリキュラムに位置づける意図から設定したものである。



また、後に述べるが、この4つの姿の設定は、コース(分野)別選択履修モデルへと導くキー概念となっている。そして、「今後の教員養成・免許制度の在り方について」におけ

る一般目標・到達目標も参考にしながら、その4つの教師像に近づくための能力目標を規準と基準（レベル）に書き分けて明確にし、本専攻が、院生の修了時の学びの姿に責任を持つこと、すなわち結果責任を持つことを強く意識したカリキュラム構築を進めてきた。

本学が設定する「カリキュラム・フレームワーク」上の基準（レベル）とは、提供する4つの教師像（1．計画者・授業者としての教師、2．教科の専門性に強い教師、3．カウンセラーとしての教師、4．リーダー・調整役としての教師）に基づき、それに到達するうえにおいて必要とされる資質能力（規準）の達成・獲得に向けて、どのような段階（縦の成長）や取り扱う範囲を広げていくか（横の成長）を経てそれに至るのか、成長モデルを想定して、資質獲得に向かう能力発展過程を記述したものである。

具体的には、4つの教師像に対応する資質能力（規準と基準（レベル））の目標を横軸に取り、縦軸には、授業科目を並べ、各授業科目がどの資質能力の獲得に責任を持つのかを、院生と担当教員相互が一覧できる「カリキュラム・フレームワーク」を作成し、本専攻が、院生の修了時の学びの姿に責任を持つこと、すなわち結果責任をより果たせる仕組みを確立している。

レベルの前提となる4つの教師像に基づく規準の設定においては、県教育委員会、市教育委員会、退職校長からの代表を招いて、協議を進めてきた。次に、この規準に基づく下位指標であるレベルの設定は、専任予定の実務家教員2名の参加の下で行った。レベルの内容を検討していく際には、英国の規準など諸外国のアイデアを参照することに加えて、奈良県教育委員会によって設定されている指導力不足教員の指標及び奈良県の優秀教員認定の規準を視野に入れてレベルを設定した。そして原案作成後、奈良県教育委員会の教育企画課、学校教育課、教職員課などの代表者の意見を聞き、奈良市教育委員会の学校教育課にも意見を貰いながら検討を進めてきた。その過程の中で、エキスパートレベル（レベル4）については非常に高度であることなどの意見を貰い、微修正も行ってきた。そのため、この規準やレベル設定は大学が設定したものではありませんが、教育委員会が考えているものとの大きな開きはない。さらに、設置まで、また設置後も絶えず教育委員会と、教職大学院の実践過程や成果を絶えず振り返りながら、改善をし続けていく予定である。

このようにレベルを明確にし、科目との対応が一覧できる表（カリキュラム・フレームワーク）を作成することによって、受講する院生が、その講義・演習・実習を通じて、何をどの程度獲得したらいいのか、自分はどのレベルにいるのかを自己評価できるようになる。また、講義・演習・実習を担当する教員も、各担当科目で、何をどの程度、院生に獲得させる責任を持つのかを明確にでき、担当責任を、説明責任として果たしていくことができる。さらに、教職大学院のカリキュラム全体として、各科目が4つの教師像に基づき資質能力獲得に向けて、どのように位置付き、責任を果たそうとしているかを、教員集団、院生、社会に説明責任を果たすことができる。

また、勤務年数と能力は、個人差によって必ずしも一致しないため、ここで使うレベル

は、勤務年数というよりも教師の各成長の節目において期待され、求められる能力の発展を示す指標として設定している。

カリキュラム・フレームワークとして、その能力目標を規準と基準（レベル）に示すことよって、院生は、この4つの教師像のうち、自分が修了までに目指す中心となる教師像を教員チームと相談して選び、それに向けて、学校教育に責任を持つ知識（「社会の文脈の中で学習者の発達を理解できる知識」、「教師として学習者に接し、教え、責任を持つことに関わる知識」、「教科に関することやカリキュラムの目指すゴールに関する知識」）とその遂行能力を兼ね備え、絶えずその実践の歩みを振り返りながら成長していける教育実践力をより獲得しやすくなったと言える。

そして、上記の知識・遂行能力・省察的自己成長力を計画的に培うため、科目区分設定として次のような3層構造の教育課程編成を行った。

まず、学校での実習経験と先行研究により明らかにされている知識・知見（理論）を媒介していくために、「学校実践」という実習科目に加えて、実践と理論をつなぎ、職能成長に寄与できる実践研究の方法の獲得を支援する演習科目も内包した「実践科目（実習科目含む）」群を設けた。

次に、広く学校教育に責任を持つ研究教養を身につけ、自分の選んだ教師像に確かに近づいていくために、「体系的な教育課程の編成及び必置5領域」の内容を保障する「共通科目」群を設けた。

最後に、自分の選んだ教師像に近づき、より質の高い専門性と自信を持ち、その後の成長にさらなる見通しが持てるように、「深化を図る科目」群を設けた。院生が、教職大学院として共通に獲得すべき科目と実習により実践力をより培うための実践科目と、それぞれの院生の研究や課題に対する関心に即して、さらに深めたい内容に対応するためである。

## （2）各科目区分の科目構成とその理由

『共通科目』群においては、5領域のそれぞれに4科目を配置し、各領域の内容を深め、また関心に応じて院生が選択できるように配置した。これは、各領域のいずれの科目においても、その領域内の基本的な知識・技能を修得させると同時に、一人ひとりの院生の研究関心に応じて、各領域における“学び”をより多角的に深めることができるよう配置したものである。

『実践科目』群においては、「実習科目」として4科目12単位を用意し、実践的に大学院で学ぶ成果を実感できる内容と時間を確保するように努めた。

また、学校実践において更なる学習成果を高めることを目的に、大学教員からの理論的提起や解決策の提案などが必要であるとの認識から実習科目に準じた授業科目として「演習科目（アクションリサーチ、ポートフォリオ、ケース・スタディ、授業省察）」を設けた。

「演習科目」は、小学校の連携協力校で実施される「学校実践」、及び中学校の連携協力校で実施される「学校実践」の基礎的実習科目と直接関連付けて展開する。そして、院生は、1年次9月開講の「学校実践」で、演習科目で学んだ方法を学校特有の問題状況に応じて総合的に適用し、さらに、2年次前期開講の「学校実践」では、自らのテ-

マ設定にそって活用し、実践的な研究力を身に付けるようになる。

さらに、院生が実践科目での学びの成果をまとめ、実践研究への視野を広げていくために、「研究科目」を用意し、学びの成果をポートフォリオにまとめ、表現していく科目を配した。

教職大学院では、理論と実践を融合していくことが求められており、それを具体化し、体現していく場として『実践科目』群を配置し、その中で教育的・段階的に計画した「実習科目」を 360 時間、さらにその実習を見つめ、実践研究力を身につけさせる「演習科目」を 120 時間、「研究科目」を 90 時間というように、実践科目を重視したカリキュラムとしている。

『深化を図る科目』群においては、現代的な教育課題に即し、共通科目と実践科目での学びをより深め、院生の個人の関心に対応していくために科目配置を行った。講義の前後、また講義外においても絶えずかつ即時に院生の質問や要求に応え責任を持って指導する体制を重要視することから、可能な限り、本学の教員で担当することとし、「教材教具開発」「子ども理解と教育」「生活指導実践論」「特別支援教育実践論」など、関連 8 科目を配した。

### (3) 上記ア及びイに示された趣旨等を実現するための科目の対応関係

本学の教職大学院の特徴は、前述のように、院生の自己学習と成長力を身につけさせていくことにある。そのため、資料に示すように、院生本人が課題意識を入学時にしっかり持てるように教員集団が修了までに獲得すべき目標としての資質能力表(以下「能力表」と略す。)を使って院生を指導し、自分の課題に即した履修プログラムを構成し、その習得に向けて学んでいくことを促すものである。この考え方を生かすために、共通科目においても、選択科目を配し、実践研究力と修了後の自己成長を促すために、実践科目に「実習科目」、「演習科目」、「研究科目」を配している。

共通科目	提供科目	提供単位
教育課程の編成及び実施に関する領域	「カリキュラム類型」 「教育課程の評価と改善」 「教育課程と特別活動」 「特色あるカリキュラム開発」	20 科目(各科目 2 単位)
教科等の実践的な指導方法に関する領域	「ポートフォリオによる評価と学びの連動」 「授業方法と学習形態の工夫(IT の活用を含む)」 「教材開発と教材化」 「授業設計と評価」	40 単位提供
生徒指導及び教育相談に関する領域	「ピア・サポート実践論」 「生徒指導・学校教育臨床」 「学級づくりと集団づくり」 「キャリア教育実践論」	各領域から 1 科目 2 単位以上必修、この区分から 18 単位以上必修
学級経営及	「学級・学校経営実践論」	

	び学校経営に関する領域	「学校組織とアカウンタビリティ」 「ミドルリーダーの役割とメンターリングの手法」 「組織で進める学校評価・校内研修」	
	学校教育と教員の在り方に関する領域	「学習指導と教師の役割」 「地域とつくる学校」 「教育の歩みと現在の教育政策」 「学校危機管理論」	
実践科目	演習科目	「アクションリサーチ」 「ポートフォリオ」 「ケース・スタディ」 「授業省察」	4科目(各科目1単位)4単位提供 全て必修
	実習科目	「学校実践」(2単位) 「学校実践」(2単位) 「学校実践」(4単位) 「学校実践」(4単位) * ただし、現職院生については、上記の「学校実践」、「学校実践」、「学校実践」に関して、各学校実践の目標に到達していることが確認された場合は、その全部又は一部を修得したものとみなすことができる。	4科目12単位提供  全て必修
	研究科目	「課題研究」(2単位) 「実践理論研究」(1単位) * 「実践理論研究」は、学外の学会や研究科への参加発表を単位化したものであり、1単位以上修得する(複数回履修可)。	2科目 3単位以上提供 3単位以上必修
深化を図る科目		「教材教具開発」 「子ども理解と教育」 「生活指導実践論」 「特別支援教育実践論」 「子どもと保護者の心をつかむコミュニケーション能力」 「教師の成長とアセスメント」 「小学校英語とそのコーディネーション」 「感性を育む授業実践」	8科目(各科目2単位)16単位提供  8単位以上修得
合 計			提供単位数 75単位以上  修了に必要な

な単位数 45  
単位以上を  
修得する

#### (4) 必修科目・選択科目・自由科目の構成とその理由

上記の表に示したように、まず必修科目としては、「実践科目」から19単位以上（実習科目12単位、演習科目4単位、研究科目3単位）を修得する。次に選択必修科目としては、「共通科目」の提供20科目（40単位）から、18単位以上（各領域2単位以上必修）を修得する。また、選択科目としては、個人の研究目的に応じて、「深化を図る科目」から8単位以上を修得する。なお、目指す教師像の獲得と関わって、教員チームと院生で相談のうえ「本学教育学研究科の他専攻の開講科目」から必要に応じて履修することも可能とする。

このように、本専攻では、必修科目として、「共通科目」と「実践科目」、選択科目として「深化を図る科目」の2つの枠組みで構成し、必修を多く設定した。これは高度専門職業人の養成という課題に応えられるように、計画的に専門性を育成・確保することを目指し、そこに強調点を置いたことによる。

#### (5) 履修順序の考え方等

既に述べたように、入学時に、入学時に、院生は、教員集団と、修了までにどのような力を身につけるか、その目的に即して、履修計画表を作成する。

選択内容に個人差はあるが、基本的な履修順序は全体として下図の通りに進行する。

	1年目			2年目	
スト レ ー ト ・ マ ス タ ー	共通科目 (18単位), 選択科目 (8単位)			共通科目, 選択科目 (1年目の不足分)	
	学校実践Ⅰ 4~5月 2単位 (60時間) 初回:見方オリ 公立小1校 最終回:まとめ	学校実践Ⅱ 6~7月 2単位 (60時間) 初回:見方オリ 公立中1校 最終回:まとめ	学校実践Ⅲ:9~10月 4単位 (120時間) 初日:研究計画 公立小3, 中2校 最終回:まとめ	学校実践Ⅳ 5~10月 4単位 (120時間) 初日:研究計画 公立小3, 中2校, 7月はじめ:まとめ	1単位以上 実践理論研究,
現 職 教 員 院 生	共通科目 (18単位), 選択科目 (8単位)			共通科目, 選択科目 (1年目の不足分)	
	実習に準じた演習科目:全員必須 (ポートフォリオ1単位, アクションリサーチ1単位, ケーススタディ1単位, 授業省察1単位)			学校実践Ⅳ 5~10月 4単位 (120時間) 初日:研究計画 勤務校 (院生5名)	1単位以上 実践理論研究,
	1年目	2年目		3年目	
社 会 人 院 生	共通科目 (18単位), 選択科目 (8単位)			共通科目, 選択科目	
	学部教職免許 科目履修と教 育実習 (4週 間)	学校実践Ⅰ 4~5月 2単位 (60時間) 初回:見方オリ 公立小1校 最終回:まとめ	学校実践Ⅱ 6~7月 2単位 (60時間) 初回:見方オリ 公立中1校 最終回:まとめ	学校実践Ⅲ:9~10月 4単位 (120時間) 初日:研究計画 公立小3, 中2校 最終回:まとめ	学校実践Ⅳ 5~10月 4単位 (120時間) 初日:研究計画 公立小3, 中2校, まとめ
		実習に準じた演習科目 (4単位)			

## エ 教員組織の編成の考え方及び特色

### (1) 教員配置（特に専任教員）の考え方について

専任教員としては、教育課程の専門教員 1 名、教育方法の専門教員 1 名、生徒指導・教育臨床の専門教員 2 名、教科教育の専門教員 3 名、学校経営の専門教員 1 名を配置し、「共通科目（共通 5 領域）」の担当、及び「実践科目」の担当が可能な専門性と経験を持った教員を配置するようにした。

その他、院生の研究目的及び、修了後の職能成長を支援する科目として、「深化を図る科目」を設置しているが、その担当者として、兼任教員、非常勤教員を配置するようにした。

### (2) 研究対象分野、教育課程における中核的科目等への適切な教員配置について

大学院での 4 つの教師像から導かれる主要研究対象分野として用意した、教育課程・教育方法研究、教科教育研究、生徒指導・学校臨床研究、学校評価・学校経営研究の 4 分野への対応、及び中核科目としての実践科目の担当を担うために、各分野及び実践研究に適した専任教員を配置している。

### (3) 実務家教員を積極的な活用について

実践科目の演習科目は、学校フィールドにおける関心に即し、理論と実践の両面から意味づけし、研究方法を習得していく必要がある。そのため、常に、専任教員と実務家専任教員がペアで指導にあたり、実践研究を進める課題意識と方法の獲得に責任を持てるように工夫した。また実習科目の指導においても、実務家専任に加えて、実務家非常勤教員にも加ってもらい、専任と兼任という研究者教員と、実務家専任と実務家非常勤教員という実務家教員が、ペアで指導できるように工夫した。そのため、実務家教員を 14 名中 6 名配置している。

## オ 教育方法、履修指導の方法及び修了要件

### (1) 標準修業年限、修了要件、既修得単位の認定方法、成績評価の方法等

本専攻では、入学する院生が、何を中心に学ぶか、その選択にあたりカリキュラム・フレームワークを用いて支援（ガイド）し、院生と指導教員チームが合意して就学と指導を進める体制を基調としている。このカリキュラム・フレームワークは、横軸に、4 つの教師像に近づくために目標として獲得すべき「資質能力」を具体的に記述し、さらにそれぞれの能力の下に「4 つの到達レベル（その能力を獲得した姿）」を表現したものである。一方、縦軸には、各科目が、それぞれこの目標としての「資質能力」のうち、どの目標と関わっているか（責任を持つか）を示したものである（資料 1 参照）。

このように、カリキュラム・フレームワークは、院生が、指導教員と、目指す教師像に基づいて、どの科目を履修するかということの決定を支援するツールであり、またその科目でどのレベルまで能力獲得を目指すのか院生が意思決定できるのを支援するツール

でもある。さらに 各科目担当者が、互いの科目で何に責任を持つのか、院生の求めに応じてどのレベルまで能力を引き上げていくのかを相互に理解し、組織的に教育していくことを支援するツールでもある。

本専攻の履修指導は、このようなカリキュラム・フレームワークを用いて、院生に見通しと目標を明確にさせ、院生の自己学習意欲を喚起し、最初に選んだ4つの教師像のうちの1つに近づいていくことを支援していくガイド的特性を重要視している。

#### 標準修業年限

2年間（ただし、教員免許状を有しない場合は、基礎資格の取得のために3年以上を要する。）

#### 修了要件（45単位以上）

専門職学位の修了基準として、「修得単位のような量的基準だけでなく、質的な学びがどの程度にまで到達したかによる。」ものとするとの考えから、第1に、「共通科目」群から18単位以上、「実践科目」群から19単位以上、「深化を図る科目」群から8単位以上、計45単位を修得すること、第2に、2年次年度末に院生が作成・発表したポートフォリオの質的レベルをもって、関係する教師像の基準に照らした見極めにより行う。

ポートフォリオの要件は、次のとおり。

- (a) 全体の要約
- (b) 教育実践の計画（単元プランや個別指導計画など）
- (c) 教育実践の成果（実践の経過報告、ポイント場面のビデオ記録、子どもの学習成果物、感想など）
- (d) 教育実践の分析（実践の理論的位置づけ及びその成果と課題）

現職院生の場合（45単位以上：うち実習科目については、その目標に到達していることが確認された場合は、その全部又は一部を修得したものとみなすことができる。）

- ・ 共通科目（各領域2単位以上履修）から18単位以上履修
- ・ 実践科目（「実習科目」「演習科目」「研究科目」）19単位以上履修。（ただし、「学校実践（2単位）」「学校実践（2単位）」「学校実践（4単位）」に関して、各学校実践の目標に到達していることが確認された場合は、その全部又は一部を修得したものとみなすことができる。）
- ・ 深化を図る科目から4科目（8単位）以上

現職院生の場合は、上記に示したように、教員チームによる入学時の試験（口述試験、模擬授業など）結果から、教員チームでその院生の習得状況を審査し、本学の到達目標基準に準じ、到達している（院生へ結果を説明し合意を得る。）と判断された場合は、実践科目区分の実習科目のうち、「学校実践」「学校実践」「学校実践」の全部又は一部を修得したものとみなすことができる。

「学校実践」、「」は、小学校又は中学校における児童・生徒の様子（学級、学校生活）

授業・取組の様子を観察したうえでの課題解決の方法を検討し、また、「学校実践」は、学校実践場面で遭遇する課題の解決に向けて取組むものである。これらは、現職教員の教職経験（教員歴、研修歴、研究発表歴、学校内外における実践歴、など）において、本学が目標としているレベルに到達していることが考えられることから現職教員については、免除可能であると判断した。

ただし、入学時にこれら実習科目を修得したものとみなされた場合であっても、1回生前期開講全員必修の演習科目「ポートフォリオ」において、授業を構想し、模擬授業などを行う中で、教員チームによって、教育実践力の補充を行う必要があると判断された場合には、院生に課題を明示し、その克服のための実習等を行う。具体的には、教員チームの指導のもと、大学院において事前事例演習を行い、それに基づきながら附属校において課題克服に向けた実習を行う。実習期間は、課題が克服されたと、教員チーム、附属校教員、院生の3者間によって合意がなされた時点で終了といった柔軟な仕組みを採用する。

なお、「学校実践」「学校実践」「学校実践」の目標に既に到達していると判断される院生が、自らの研究テーマを持ってそれぞれの実習を希望する場合には、通常通り当該実習に参加させることとする。

実習免除の審査の方法及び基準は次の通り。

< 学校実践 及び >

- (1) ある授業場面を提示し、自分がその場における教師だったらどのような対応をするか述べさせる。
- (2) これまでの教職経験において、自分の指導の結果、児童・生徒やクラスが成長したと思われるケースについて、その概要を記述させる。

審査の基準は、学校実践 及び の到達目標に準ずる。

< 学校実践 >

次の2つの事柄について記述させ、その内容について質疑応答する。

- (1) 教育現場における協働の意義を、これまでの教職経験での具体的なケースをもとに記述させる。
- (2) これまでの教職経験において遭遇した重大場面について、その背景、とった対応とその根拠、結果、の3点を含めて記述させる。

審査の基準は、学校実践 の到達目標に準ずる。

一般院生の場合（45単位以上）

- ・ 共通科目（各領域2単位以上履修）から18単位以上履修
- ・ 実践科目「実習科目」「演習科目」「研究科目」19単位以上履修
- ・ 深化を図る科目から4科目（8単位）以上

3年又は4年コースの院生（45単位以上）+（免許取得の基礎資格に必要な単位数）

- ・ 共通科目（各領域2単位以上履修）から18単位以上履修
- ・ 実践科目「実習科目」「演習科目」「研究科目」19単位以上履修

- ・ 深化を図る科目から 4 科目（8 単位）以上
- ・ 希望する学校種の基礎資格取得に必要な単位の履修（事前事後指導を含む実習 5 単位以上含む）

## （２）長期履修学生制度

長期履修学生制度の適用範囲については、次のいずれかに該当する者とする。

- ・ 現職教員
- ・ 疾病等の理由により毎日の通学が困難な者

長期履修学生制度の適用を受けるにあたっては、入学当初に担当教員と 3 年又は 4 年の履修計画を立案した上で願い出を行うものとする。

## （３）長期在学コース：「小学校教育免許取得プログラム」

本学教職大学院においては、小学校教員 1 種免許状を有しない学生を対象として、3 年又は 4 年コース「小学校教員免許取得プログラム」を開設する。

中学校、高等学校、幼稚園教員 1 種免許状所有している入学者（教員免許状を全く所有しない入学者で、小学校教員 1 種免許状取得に必要な単位を有る程度有しており、50 単位（教育学部における 1 年間の履修上限単位数）内で小学校 1 種免許状の取得が可能な者を含む）は 3 年、教員免許状を全く所有しない入学者は 4 年の「長期在学コース」を設け、教職に対して強い関心と意欲がある者に対し、教職に関する高度な専門知識を修得させるとともに、教育実践力を持った小学校教員の養成を目指す。

履修形態としては、3 年コースは、1 年次に小学校教員免許状（1 種）取得に必要な所要授業科目を履修した後、2 年次、3 年次において、通常の教職大学院の教育課程の履修を行う。

また、4 年コースにおいては、1・2 年次に小学校教員免許状（1 種）取得に必要な所要授業科目を履修した後、3 年次、4 年次において、通常の教職大学院の教育課程の履修を行うこととし、両コースとも修学期間に応じた授業料を徴収することとする。

1 年間でとれる履修単位数については、通常の教職大学院課程は 38 単位を上限としているが、3 年コースの 1 年次及び 4 年コースの 1・2 年次については、学士の教育課程の授業科目の履修に限定するため、本学学部学生の履修単位制限に準じ 50 単位を上限とし、通常の教職大学院課程の履修については 38 単位の上限は維持するものとする。

本プログラムの履修指導については、担当教員及び事務職員の連携体制により、行うものとする。

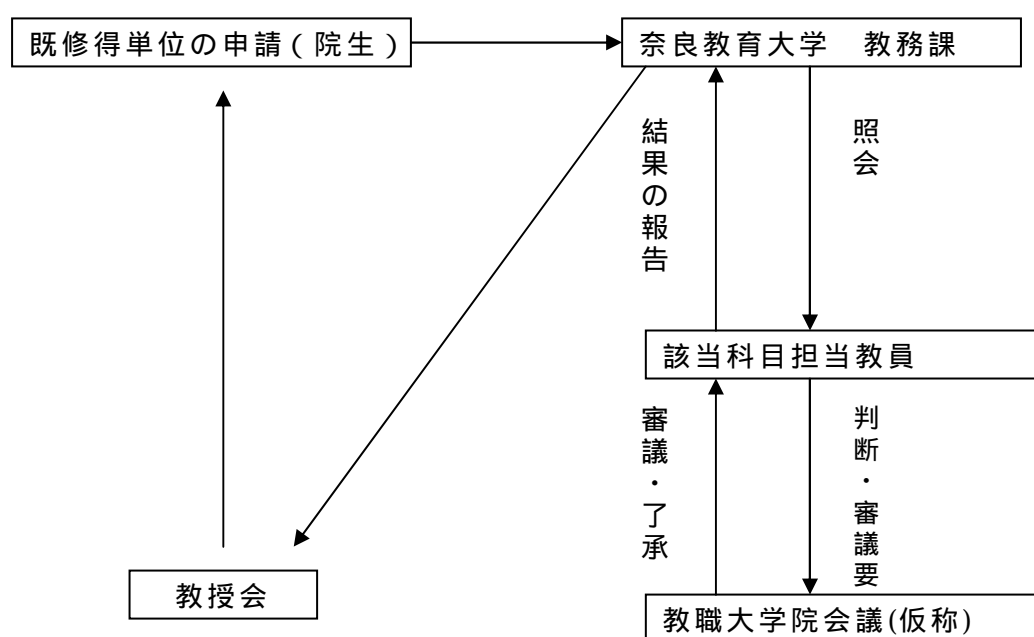
## （４）入学前の既修得単位の認定方法

本学教職大学院会議（仮称）において、該当する科目について、担当教員と協議の上、認定を行う。

本学教職大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本学教職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院の科目等履修生として修得した単位を含む）を、本学教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるものとする。修得したとみなすことのできる単位数は、「他の大学院における授業科目の履修」、「実務経験を有する者の実習免除」の単位数を合わせて 22 単位を超えないものとする。

なお、既修得単位については、授業内容が同一程度のものであると判断した場合に限り、本学教職大学院において開設している「深化を図る科目」として認定する。ただし、他の教職大学院において修得した授業科目については、「共通科目」として認める場合がある。

また、他の大学院で取得した単位数が本学のそれに満たない場合は認定を行わない。



### (5) 履修上限単位数の設定

本学教職大学院の標準的な履修計画として、1年目に「学校実践」の8単位、「学校実践」の8単位、「演習科目」の4単位、「共通科目」と「深化を図る科目」のうちから18単位の計30単位を、2年目として「学校実践」の4単位、「課題研究」の2単位、「実践理論研究」の1単位、「共通科目」と「深化を図る科目」のうちから8単位の計15単位の履修を想定している。

以上のことから、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修させるものとして、1年間の履修上限単位数を38単位とする。

### (6) 成績評価の方法

「共通科目」と「深化を図る科目」は、試験及びレポートなどによる評価を中心とし、

「実践科目（演習科目、実習科目、研究科目）」は、ポートフォリオなどによる評価を中心とする。なお、評価に関わっては、「アセスメントガイド（次ページ参照）」に基づいて行う。

具体的には、まず「共通科目」と「深化を図る科目」の評価の進め方として、受講者は、入学時に指導教員チームと決めた獲得目標（修了までに獲得したい能力目標）に基づいて、科目の選択を行う。各科目担当者は、「アセスメントガイド」を学生に示し、そこに明示された評価基準に基づいて、その科目での達成度を受講者と確認しながら評価を行う。各科目は、修了までに獲得したい能力目標表（教職大学院カリキュラム・フレームワーク表）に示されている目標のうち、必ず3つの獲得すべき資質能力の目標に責任を持っている（資料1にある表の中で、各科目はそこで力をつける責任を持つ3つの能力に が付いている）。その3つの獲得能力目標の合格ラインは、すべてスタンダードレベル（レベル2）以上であり、それ以上の達成を教員が試験やレポート、授業中での活動の様子などを確認することで、その科目の達成を認定し、成績に関する評定も行う。

獲得能力目標の合格ライン（単位認定の基準）を、スタンダードレベル（レベル2）に設定する理由

ベーシックレベル（レベル1）は、学士課程とのつながり、及び初任者として求められる資質能力の獲得を目指すものであるため、経験のある教員にとっては、あらためて自分の経験や実践を見直す上で必要条件ではあるが、十分条件ではないと判断した。

一方、スタンダードレベル（レベル2）は、課題に対して、複数のケース、事例を知っている、探せる、対応に向けて行動が取れることを目標到達レベルとしている。ベーシックレベルで学んだことの範囲や視野を広げ、学士課程の学びから1つステップアップした実践力を身につけ、これからの成長の見通しを得ていくレベルである。想定される入学者の経験やニーズに適したレベルであり、本学教職大学院が最低限、質の保証として責任が持てる内容と判断し、スタンダードレベルを必要最低限の修了要件の十分条件と判断した。なお、10年以上の経験年数はあっても、教師の成長として初任の頃に期待されていた能力の次に来る能力の獲得が1人では勤務校で身に付かず、伸び悩んでいる教員にも、スタンダードレベルは十分に意味がある内容と判断し、必要最低限の修了要件と設定した。

なお、院生がはじめからアドバンスレベル（レベル3）以上の能力獲得を目指したいという申請をした場合には、各科目で指導教員は、このレベル及び科目ごとの「アセスメントガイド」の基準を示した上で、院生と最終目標を確認し、レベルに応じた課題を追加するなど、相互にその達成を確かめ、その修了を目指す。

\* 「アセスメントガイド」とは、院生の申告に基づいて、カリキュラム・フレームワークに基づいて決めた各科目の目標（獲得を目指す3つの目標のレベル）に即して、その獲得が達成されたかどうかを、授業者と受講者が互いに確認し、その他者評価と自己評価に役立てるガイドである。

授業者は、講義科目において、アセスメントハンドブックに基づいて、評価を行い、

受講者が目指している能力獲得に説明責任をもって指導できるようにする。

また、「実践科目（演習科目、実習科目、研究科目）」の評価は、同様にアセスメントガイドに示された各演習科目、各実習科目、研究科目の評価基準に即して、院生が各自学んだ内容を記録した学習のポートフォリオ（電子ポートフォリオ）を評価資料として、習得内容および達成度を、担当教員チーム（「演習科目」「研究科目」の場合は、大学院の担当教員2名。「実習科目」の場合は、大学院の担当教員2名及び提携校担当教員1名以上。）で合議し、院生にその習得状況や到達状況を確認し、院生からの自己評価の説明を受けるなど、院生及び担当教員チームの合意のもと最終的な評定を行う。

<アセスメントガイドの例：共通科目の例>

### 科目名：「授業方法と学習形態の工夫（ITの活用を含む）」

評価項目：この科目を通して獲得を目指す3つの力（フレームワークとの対応）

- 1.4.多様な授業方法（ITの効果的な活用含む）を知っており、生徒の成績向上に関わってその成果が出せる。
- 1.6.生徒、保護者、同僚にも自分の指導の方針や進め方についてわかりやすく説明できる
- 2.1.少なくとも1つは教科の専門性を持ち、常に最新の内容と教育方法を獲得する術（情報源の認知と情報収集の方法）を知っており、それを授業の中で発揮できる

<1つ目の力>

#### ▼ 1. 計画者・授業者としての教師

- 1.4.多様な授業方法（ITの効果的な活用含む）を知っており、生徒の成績向上に関わってその成果が出せる。
  - A 1：多様な授業方法（ITの効果的な活用含む）を知っている（レベル1）。
  - A 2：生徒の成績向上に関わって、授業方法を選択して、その成果を出す方法を知っている（レベル1）。
  - B 1：多様な授業方法（ITの効果的な活用含む）を実践事例で示せる（レベル2）。
  - B 2：生徒の成績向上に関わって、その成果を出す方法を事例で示せる（レベル2）。
  - C 1：課題やケースに即して適切な授業方法を選択し、自分の実践で他者に説得的に示すことができる（レベル3）。
  - C 2：生徒の成績向上に関わって、教育方法の工夫により成果を出す取り組みを、自分の実践で他者に説得的に示すことができる（レベル3）。

< 評価基準 > A 1 : 多様な授業方法 (IT の効果的な活用含む) を知っている (レベル 1)。

パフォーマンス (遂行): 評価基準				
規準	発展途上	接近	到達 (合格)	優れている
多様な授業方法を知っている。	多様な授業方法をあげることができる。	多様な授業を方法のそれぞれの特徴を説明できる。	どのようなときにどのような授業方法を用いたらいいのかを答えることができる。	目的や状況に応じて授業方法を選ぶ視点やその根拠を他人にわかるように説明できる。
IT の効果的な活用を知っている。	授業における様々な IT の活用場面をあげることができる。	授業における様々な IT の活用場面の特徴を説明できる。	どのようなときにどのように IT を授業で用いたらいいのかを答えることができる。	目的や状況に応じて IT の活用方法を選ぶ視点やその根拠を他人にわかるように説明できる。

### (7) 履修モデル

履修モデルは、「ストレートマスター」を基本に、「社会人院生」「現職院生」の3つの立場、及び、4つの教師像を基本的枠組みとしてデザインしている。各院生が、4つの教師像の枠組みに基づく、目標としての資質能力のどれを深めていきたいかを考える最初の履修指導の段階でこのモデルを提示する。指導教員チームと院生は、この基本履修モデルを参照しながら話し合いを行い、興味・関心に基づく科目入れ替えも多少行いながら、2年間の履修計画を立てる。なお、この履修モデルに基づく、履修計画の相談は、半期に一度、指導教員チームと院生で確認し合い、計画通りに履修を進めているか、あるいは、履修計画を変更するか、などを決めていく際に活用するものである。

## カ 既設学部、修士課程との関係

### 1. 専門職学位課程 (教職大学院) 設置に伴う既設の修士課程 (教育学研究科) の改組について

専門職学位課程 (教職大学院) (以下「教職大学院」という。) 設置に伴い、現有スタッフの有する教育力を最も有効に発揮することのできる教育組織へと既設の修士課程 (教育学研究科) を改組する。

すなわち、従来の修士課程3専攻 (学校教育専攻、教育実践開発専攻、教科教育専攻) から修士課程2専攻 (学校教育専攻、教科教育専攻) 並びに教育実践開発専攻を継承発展させるものとして、教職大学院1専攻 (教職開発専攻) の組織へと変更する。修士課程においては、教科の基礎となる学術的内容の深化と教科内容を中心とした教育学的学識を養うとともに、歴史的文化的都市である奈良の特色を生かした地域教材開発を促進する。

また、教職大学院と修士課程は、共存と相互補完を図り、教科教育学の理論と実践研究において一層の充実を期す。

### (1) 教育学研究科の人材養成目的の明確化

平成16年度の国立大学法人化にあたって、中期目標中期計画における教育目標として次のように定めている。

高度専門職業人として、学校教育における高度な教育実践力を備えた、リーダーシップを発揮できる教員の養成をめざす。

学校教育の高度化と多様化に応えるため、教育に関する諸科学の理論と実践を教授研究し、教育実践を視野に入れた、より高度な専門的力量をもった高度専門職業人としての教員及び教育者の養成をめざす。また、現職教員に対する大学院教育の一層の充実を図る。

この度、教職大学院の新設により、本学教育学研究科は、その人材養成目的を「学士課程との連携を図るとともに、現職教員及び社会人のリカレント教育を含む、知識基盤社会を多様に支える高度専門職業人としてのリーダーシップを発揮できる教員及び教育者の育成」と定める。

(注) 平成16年大学院改組の発展として「教職大学院」を位置づける。

- ・本学は、平成16年法人化移行にあたり、教育学研究科のあり方を議論し、改組に踏み切った。
- ・学校教育の現代的課題への対応、教材・カリキュラム開発、教科横断的な教育内容編成、フィールドを活用した教育方法の活用、学校現場とのかかわりを含めた教育課程を再編成し、新たに教育実践開発専攻を設置し、教育研究活動を展開してきた。
- ・中教審答申において、理論と実践を融合した、より実践力のある質の高い教員を育成する「教職大学院」の制度設計がなされたことを受け、改組の議論を再燃させた。とりわけ、実務家教員の位置づけ、連携校の一層の重視、学校実習、個人としてだけでなく組織人として学校・地域のリーダー的人材を育成するという観点は、16年改組における課題解決とさらなる発展に資するものであると判断した。

## 2. 修士課程の教育目的・目標、特色

教育実践に関する科学研究を深めることによって、教育の理論と実践に関する専門領域について得意分野を持った教員を養成することを前提とする。

教科の基礎となる学術的内容および教科内容を中心とした教育学の学識を養うとともに、歴史的文化都市である奈良の特色を生かした地域教材開発を促進する。教職大学院との相互補完を図り、教科教育学の一層の充実を期す。

教職大学院に比した修士課程の教育上の特色は、以下の通り。

大学院教育の実質化を図るために体系的な教育課程を構築し、コースワークを明確化する。

研究科共通科目と専攻共通科目による全体性と独自性を持つ科目を展開する。

「研究科共通科目」は所属の全院生に共通に必要な基礎的な知識と研究力量（課題設定力量）をつける科目、「専攻共通科目」は研究方法を習得させる科目、さらに、教育実践フィールドで実践に依拠した具体的研究を行うための科目等を用意する。

院生は専攻・専修に分属して（特定分野の教育研究として）学ぶ。

研究成果を科目の選択を通して学ぶ。

充実した修士論文指導を学習の中核に据える。

夜間コースに在籍する現職院生のための授業を重視し、また長期履修等による学びの多様さに応える。

基礎論的、カテゴリー提示的機能を果たす教育研究を展開し、教職大学院を支える。

改組前の教育実践開発専攻で開発してきた伝統文化・文化財、異文化理解教育等に関する教育研究実績を、地域文化の向上に資するという中期目標に沿い、教育プログラムとして再編・展開し特色ある教育として深化させる。さらに、奈良の伝統文化・文化財に即した素材を媒介させ、地域文化一般の理解と教材化への汎用を図る（平成19年度大学院教育改革支援プログラムに選定（テーマ：「地域と伝統文化」教育プログラム））。

### 参考【教職大学院の教育上の特色】

教育目標（A 学校教育における諸問題を組織的に解決できる力量をつける。B 教科指導と生徒指導を一体化させて個に応じた指導ができる力量をつける。）を達成するために、

基準共有：資質能力に基づくカリキュラム・フレームワークを共有する。

課題解決：院生のニーズにそった個人的な探究から組織的な学びに導く。

結果保証：研究科修了時における院生の学習結果を保証する。

4つの（現代的）教師像（計画者・授業者、教科の専門家、カウンセラー、リーダー・調整役）それぞれに求められる4つの資質能力を明確化し共有する。

（教育方法として）目標として示された資質能力の獲得に向けて授業科目を選択し目的意識的な学習を重ね、教員チームが彼らの学びの指導や支援を行う。

方法としては、継続・発展的な実習に加え、理論と実践とを繋ぐために、アクションリサーチ、ポートフォリオ、ケース・スタディ、授業省察の4つのフィールドベースの演習科目を用意する。

複数の学生に複数の教員が指導にあたるチームとしての指導形態、リアル

タイムでの活動記録やフィードバックのための電子ポートフォリオによる評価を行う。

#### a . 学校教育専攻

##### 【教育目的・目標】

学校教育に関する教育諸科学のより理論的・実践的な教育と研究を通して、学校教育実践を支える基礎論的アプローチにより、教育実践に関する高度な専門性を有する教員を養成する。

学校教育実践を支える基礎論としての人間学的視点、歴史論的視点、学校論的視点、発達論的視点及び教育アプローチ的視点から、学校教育を中心とする教育の営為を追求する。

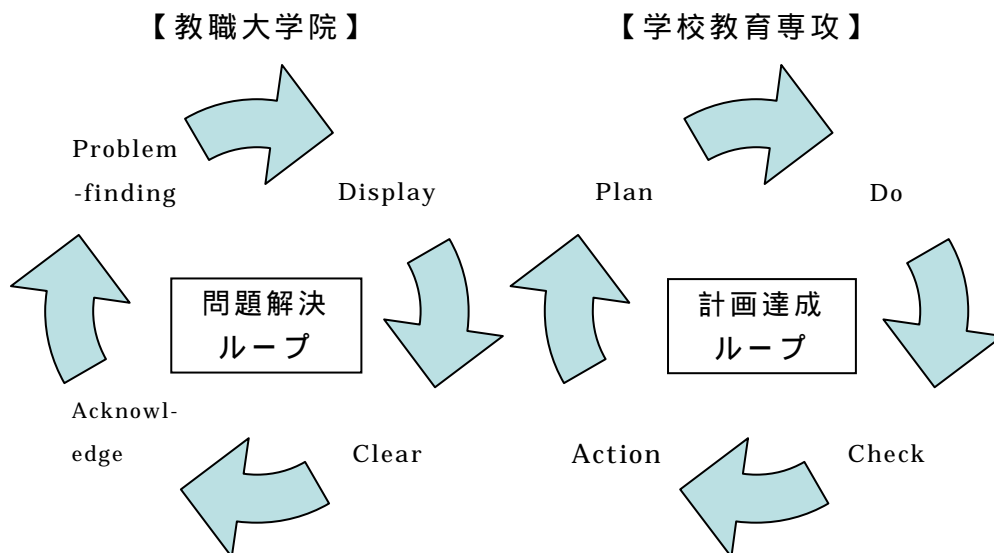
教育に関わる問題を基底から分析・検討・考察する手法を身につけ、学習者に関する心理学的知識等の力量を形成する。

##### 【特色】

教育の現代的課題をテーマとして、教育学諸分野や心理学の研究成果に立った基礎的な知識や方法の習得に力点を置く。

基礎論的アプローチを特色として、学校教育に関する専門的な指導理論と方法について教育研究を行なう。

教職大学院が「問題解決のPDCA」を担うのに対して、学校教育専攻は「計画達成のPDCA」を担う。



教職大学院が担う【問題解決のPDCA】は、Problem-finding(問題を発見する)、Display(問題を「見える」ようにする)、Clear(問題を取り除く。問題解決)、Acknowledge(問題解決を確認する)からなり、問題解決が中心となり、問題が「見える」(Display)ためのステップを必ず踏む。

これに対して学校教育専攻が担う【計画達成の PDCA】は、Plan（計画する・実践を対象化する枠組みを提示する）、Do（実行）、Check（チェック、客観性を持たせた評価を行い広い意味でのアセスメントを行う）、Action（対策）というように、問題設定的、企画的役割を担う。

教育学研究科の基幹科目としての「研究科共通科目」（平成 16～19 年のテーマ「現代における学校教育の課題」）の内実的な中心的役割を担う。このなかで、実践を批判的に検証する批判的思考、現実を作り変えるイメージと力を育てる。基礎資格の取得（例：学校心理士）を重視する。

## b . 教科教育専攻

### 【教育目的・目標】

教科又は教科群を基礎として、教科内容と教科教育のより強い連携・融合を図ることによって、学校における教科教育を核とした理論的・実践的な教育研究を行う。発展的な教科内容の理解と、その内容を学校教育実践で再構成する力量と方法等、高度な専門性を有する教員を養成する。

### 【特色】

教科教育に寄与する専門性の更なる発展に力点を置く。

教育実践開発専攻において蓄積してきた特色ある教育の実績として、教科横断的な教育内容を構想する。

教科の基礎となる学術的内容の深化と教科内容を中心とした教育学的学識を養うとともに、歴史的文化都市である奈良の特色を生かした地域教材開発を促進する。

教科教育専攻の構成（9 専修）は、以下の通り。

国語教育・日本語日本文化教育 専修

（新たに日本語教育・日本文化論や東アジアの言語文化論が加わり、他言語・他文化との比較の視点を育てることが可能となる。また昨今、教育現場で問題となっている留学生や帰国児童生徒、在留外国人等の教育に対応できる素地を持つ教員を育てることが可能になる等、従来の専修目的を一層充実補強することができる。）

社会科教育 専修

数学教育（情報を含む） 専修

理科教育（文化財科学を含む）専修

音楽教育 専修

美術教育（書道、伝統文化・文化財を含む）専修

保健体育 専修

英語教育（異文化理解を含む）専修

生活科学 専修

### 3. 既設の教育学部・修士課程が受ける影響について

#### (1) 学士課程と大学院の連携

平成 16 年度の国立大学法人化にあたって、本学大学院は次のように基本的な目標を定めている。

「大学院においては、**学士課程との連携**を図るとともに、現職教員及び社会人のリカレント教育を含む高度専門職業人としての、**リーダーシップ**を発揮できる教員及び教育者の養成を行う。」

教職大学院の設置は、学部教育に対する効果として、教科教育法を含む教職科目と教科専門科目との連携ないし関係性を見直し、大学院教育を見通した上で、学部での教育・学習目標を明確にできる。

学士課程と大学院の連携について進行中のものとして、

**学士課程でのカリキュラム・フレームワークによる教員養成と連携した大学院教育の展開**がある。学部においてはカリキュラム・フレームワークの構築が進展しており、大学院においても構築中である。

学部教育と教職大学院の連携も重要課題であり、教職大学院担当者が学部授業を学内非常勤として担当する、あるいは教育学研究科と教職大学院との連携を進める等の手立てを講じることにより、学部教育と教職大学院の連携を強化することで、実践力あるストレートマスターの育成を図る。学部の到達目標の設定と効果的なカリキュラム改善とその運用を促し、さらには学部と大学院を連携させた 6 年間を見通した教員養成の検討に道を開くものである。

## キ 施設・設備等の整備計画

### 1. 講義室、演習室等の用途、数、面積及び収容能力

新築予定の教職大学院棟（仮称）（面積 498.4 m<sup>2</sup>）と教育学部共通講義棟の一部を使用する。また、「高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成」のための教育課程を ICT と関連付けながら実現するために、既存の「教育実践総合センター」及び、「学術情報研究センター」附置の「図書館」「情報館」「教育資料館」を効果的に活用する。

- (1) 講義室 3 室については、共通講義棟 3 階の 302 教室（39 m<sup>2</sup>、25 名収容）、307 教室（39 m<sup>2</sup>、25 名収容）303 教室（62 m<sup>2</sup>、55 名収容）を使用する。
- (2) 演習室 2 室については、教職大学院棟（仮称）1 階に第 1 演習室（33 m<sup>2</sup>、20 名収容）、第 2 演習室（20 m<sup>2</sup>、15 名収容）を専用として新たに確保する。その他、共通講義棟 2 階の 4 教室（各教室、31 m<sup>2</sup>、20 名収容）を使用し、少人数に分かれての演習にも対応できるようにする。
- (3) 院生室は自習室として、教職大学院棟（仮称）1 階に 1 室（94 m<sup>2</sup>、50 名収容）を設け、それぞれ、個人用机・パソコンを配置し、データベースへのアクセスによ

り図書館の利用ができるようにする。また、学生相互及び教員との情報交換に利用するために、各自にメールアドレスを与え、学習できる環境を整える。

- (4) 教職大学院棟（仮称）に教材等資料作成室（10 m<sup>2</sup>）を新たに確保し、コピー機、印刷機等を置く。
- (5) 教職大学院棟（仮称）の1階に図書室（35 m<sup>2</sup>）を新たに確保する。
- (6) 教職大学院棟の2階に、専任教員研究室7室（20 m<sup>2</sup>）とみなし専任教員研究室2室（10 m<sup>2</sup>）を新たに確保する。

## 2. 図書等の資料の整備計画

図書等の資料に関しては、高度専門職業人養成の理念を達成するために、「教育課程の編成・実施に関する領域」、「教科等の実践的な指導方法に関する領域」、「生徒指導及び教育相談に関する領域」、「学級経営及び学校経営に関する領域」、「学校教育と教員の在り方に関する領域」の5領域のほか「実習」にかかわる学術雑誌、図書等を整備する。

他大学の図書館利用については、「近畿教育系国立三大学単位互換に関する協定書に基づく三大学図書館の申合せ」（平成13年4月施行）により進める。

また、既存の教育学部、教育学研究科の蔵書等については、本専攻の学生も利用可能とする。

## ク 入学者選抜の概要

本専攻では、一般選抜に加え、現職教員特別選抜、社会人特別選抜という3つの選抜方法により、教職大学院において養成を行う教員像に対応する多様な選抜方法を用いて学生募集を行う。

公平性・開放性・多様性の理念を最大限に活かし、次に掲げるアドミッション・ポリシーのもとで選抜を行う。

### 1. 本専攻が求める人材

高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員を養成するという目的に照らして、以下のような人材を求める。

- (1) 教職に関するより実践的な専門性を培い、高度な実践力を身につけたいという目的を持つ現職教員
- (2) 学部・大学院の出身者で、教職に関心があり、より実践的な専門性を培い、教職に関する高度な実践力を身につけたいという目的を持つ人材

## 2. 入学者選抜の方法

### (1) 募集人員

20名

（入学者選抜試験は、一般選抜、現職教員特別選抜、社会人特別選抜のいずれかに

よる。)

## (2) 出願資格

- ア 大学を卒業した者又は平成 20 年 3 月までに大学卒業見込みの者
- イ 学校教育法第 68 条の 2 第 4 項の規定により学士の学位を授与された者又は平成 20 年 3 月までに授与される見込みの者
- ウ 外国において学校教育 16 年の課程を修了した者又は平成 20 年 3 月までに修了見込みの者
- エ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者又は平成 20 年 3 月までに修了見込みの者
- オ 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者又は平成 20 年 3 月までに修了見込みの者
- カ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者又は平成 20 年 3 月までに修了見込みの者
- キ 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号）
- ク 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、平成 20 年 4 月 1 日現在 22 歳に達している者

## (3) 一般選抜

上記(2)の出願資格を有する者を対象に選抜を行う。

## (4) 現職教員特別選抜

上記(2)の出願資格を有する現職教員を対象に選抜を行う。

- ・現職教員とは、現に学校教育法第 1 条に定める学校において教諭職（養護教諭、栄養教諭、司書教諭を含む。）にある者又は教育公務員特例法第 2 条に定める教育公務員で教育職員免許状を有し、現職のまま修学する者とする。

## (5) 社会人特別選抜

上記(2)の出願資格を有する者で、大学卒業後 2 年以上を経過し、通算 1 年以上、学校、企業、官公庁等に常勤で勤務した経験を有する者とする。

## (6) 選抜方法

書類審査、筆記試験（小論文）、模擬授業、事項説明及び口述試験による総合判定とする。

筆記試験（小論文）を課し、論理的思考力や問題解決力をみる。

模擬授業を課し、パフォーマンス力をみる。

任意の事項についての説明を課し、プレゼンテーション力をみる。

口述試験を課し、修学の目的と意志を確認しながらコミュニケーション力をみる。

一般選抜においては、上記の 、 、 による。

現職教員特別選抜においては、上記の 、 による。

社会人特別選抜においては、上記の 、 又は 、 による。

## ケ 取得できる教員免許状

取得できる免許状は次のとおりとする。

幼稚園教諭専修免許状、小学校教諭専修免許状、中学校教諭専修免許状(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、英語、独語、仏語、宗教)、高等学校教諭専修免許状(国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、家庭、農業、工業、商業、水産、商船、職業指導、英語、独語、仏語、宗教、情報、福祉)

教員養成以外の大学・学部で学んだ学生や社会人等の入学者に対し、「小学校教員免許取得プログラム」を開設する。本プログラムは、長期履修学生制度を活用し、3年間の長期履修により、修士の学位取得と教育職員免許状の取得に必要な学部の授業科目を履修し単位を修得させることで教職への道を開くことを目的とする。

## コ 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第2条の2又は第14条による教育方法実施する場合

### (1) 修業年限

標準修業年限は2年とする。

長期履修制度適用時の修業年限は3年以上、最大4年とする。

### (2) 履修指導の方法

- ・ 学生は、入学時に、本学教職大学院が提供する4つの教師像(「計画者・授業者としての教師」、「教科の専門性に強い教師」、「カウンセラーとしての教師」、「リーダー・調整役としての教師」)から目標とする教師像を定め、この目標に対して適任となる専任教員チームを決定し、その指導のもとに、課程修了までの履修計画を立てる。
- ・ 対面指導を基本としながらも、個人情報保護に十分配慮したうえで、コンピュータやインターネットを利用した個別スーパービジョンなどの指導法を取り入れることにより、柔軟な教育方法による指導が受けられるような教育指導体制を整備する。

### (3) 授業の実施方法

- ・修業年限は2年とし、第1年次は在職校の勤務を離れ、学業に専念し、通常の形態による授業及び担当教員からの指導を受け、第2年次は在職校に復帰し、勤務しながら授業及び担当教員から、週に1日以上の研究指導を受ける。必要に応じて特定の時間又は時期において授業を行う。
- ・教職大学院では、夜間の授業開講は行わないが、土日や夏季及び冬季の休業期間中に集中講義を行う。現職院生は、2年次において勤務校に戻った場合でも、基本的には14条特例に基づいて、これらの集中講義を受講することができる。また、院生の実践的な課題を解決するための授業科目「学校実践」は、平日に開講されるが、大学から指導教員が勤務校に出向き、空き時間や放課後等に研究指導を行うものであって、本務に支障がない。「課題研究」についても、平日の放課後や土日及び休業日等に開講する配慮も行うこととする。

#### (4) 教員の負担の程度

- ・原則として、通常の授業時間帯による勤務であり、負担増とはならない。
- ・特定の時間又は時期において指導を行う場合は、裁量労働制の適用により、負担軽減に努める。

#### (5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

- ・図書館は、年間を通して月曜日から金曜日までは午前9時～午後9時まで、土曜日は午前10時から午後5時まで開館しており、教育研究に支障がないように配慮されている。
- ・院生室にネットワークに接続したコンピュータを複数台配し、図書館の24時間稼働の電子ジャーナルや図書検索システムを活用することができる。
- ・コンピュータ・ネットワークの活用も有効であり、大学内はLANで接続され、かつ外部からも接続できるサーバーを設置しており、コンピュータの利用について支障はない。
- ・特定の時間又は時期において指導を受ける学生のために、構内駐車場を開放し、研究指導に支障がないようにする。
- ・特定の時間又は時期において指導を受ける学生が急病等になった場合は、本学の周辺には総合病院が複数あり、学生の急病や事故等に即応することができる。
- ・特定の時間又は時期において指導を受ける学生のため、職員の勤務の割り振りを行い、学生に支障のないように事務体制を確立する。

#### (6) 入学者選抜の概要

- ・教育方法の特例を適用する現職教員等入学定員は、正規の入学定員の枠内で募集する。
- ・入学者の選抜は、現職教員特別選抜として行う。
- ・現職教員特別選抜は、書類審査、筆記試験、口述試験の結果を総合して行う。

## サ 社会人を対象とした大学院教育の一部を本校舎以外の場所（サテライトキャンパス）で実施する場合

計画無し

## シ 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

実習科目である「学校実践 ～ 」や「フィールドベースの演習科目」において、指導学生が同時に複数の学校で実習等を行っている場合、あるいは巡回指導を行う日以外に指導する必要が生じた場合には、連携協力校と大学側施設（担当教員研究室等）との間にブロードバンド通信によるビデオ会議システム（スカイプ等）を導入し、日時を設定しながら適宜指導を行う。

また、いわゆるコースワークに該当する授業科目においても、それぞれの教員が連携協力校等で授業実践とその検討会を行うことがしばしば予想される。その際、基本的に当該授業の担当教員も協力校に学生と共に出向いて指導を行うことになるが、例えば、授業実践等が同時に複数の学校で実施されるような場合、同様のシステムを利用し、研究室と学校との間でリアルタイムの指導を行うこととする。

ちなみに、平成 17 年度教員養成 GP に採用された本学プロジェクト「鍵的場面の『対応力』を備えた教員の養成」において、この方法を既に試行しており、実際の運用が可能であることを確認している。なお、このシステムを利用すれば、学生が連携協力校に入っている間に緊急の問題が生じた場合にも、素早い対応が可能となる。

## ス 自己点検・評価

### （１）実施方法

本学が独自に開発したカリキュラム・フレームワークによる学習到達度を成果とする自己点検・評価を行う。

また、適正な教育指導が行われているかを検証するために、奈良県教育委員会、奈良市教育委員会委員をはじめとする外部評価者による検証を受ける。

その他、全授業科目において、学生による「授業評価アンケート」を実施する。

### （２）実施体制

教職大学院においては、自己点検・評価をFD活動の一環としてとらえ、それを担うFD委員会が中心となって実施する。

### （３）結果の活用・公表

評価結果を踏まえ、「教職大学院会議（仮称）」での討議及び「教職大学院運営協議会」において教育委員会等の外部委員からの改善に向けた方策の意見を聴取するほか、これを活かした研修会への参加、模擬授業、授業参観を実施する。

なお、評価結果は、本学ホームページ（教職大学院専用ページ）において、公表する。

#### （４）評価項目

教職大学院の目的や授与する学位と教育課程編成の適合性  
教育課程や教育内容の水準の適合性  
授業科目の内容が教育課程の編成の趣旨への適合性  
単位の実質化、時間割設定の適切性  
教育課程の編成と学生のニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等との適合性  
事例研究、現地調査、討論、質疑応答など授業方法の適切性  
授業科目に対する受講学生数の適切性  
シラバスの整備・活用状況  
学生の履修指導及び学習相談、助言の適切性  
成績評価、単位認定の正確性  
教員間の教育情報の共有性  
その他

## セ 情報提供

### （１）実施方法

教育研究活動等の状況に関し、本学ホームページに教職大学院専用ページを開設し、最新情報を掲載し提供するほか、既存の大学案内（冊子体）への掲載、また、必要に応じリーフレット等を作成し公表する。

### （２）情報の提供項目

設置の理念・目的  
アドミッション・ポリシー、入学試験の概要、募集要項  
教育課程、履修モデル  
教員組織・担当科目・講義概要  
自己点検・評価に係る各項目  
・高度専門職業人養成機関としての教育活動の自己点検・評価  
・教育上の理念の到達度に関する自己点検・評価  
・教員の研究や学生による研修等の活動の成果  
その他

## ソ 教員の資質の維持向上の方策

授業内容や方法の改善に当たっては、「教職大学院会議（仮称）」や「学校実践実習委員会（仮称）」等で各科目のシラバスについて情報交換を行うとともに、担当教員の専門性と科目の指導内容との整合性について十分な研修を実施する。また、FD委員会を組織し、次の３つの点について評価を行う。

共通５領域に配置される各科目の内容が各領域の趣旨に沿っているか。

本学が目指す教師像（計画者・授業者としての教師、教科の専門性に強い教師、カウンセラーとしての教師、リーダー・調整役としての教師）に照らして各科目の内容、方法が妥当であるか。  
各科目の達成レベルはどこまでか。

特に、優れた教員の質を保証するために各授業の評価については、各科目の資質能力目標を明記した上で、定期的に教員同士の評価、院生からの評価のほか、連携協力校からの評価なども取り入れる予定である。

## タ 管理運営の考え方

### （１）管理運営組織

「教職大学院会議（仮称）」の設置

教職大学院に関する重要な事項を審査するため、教授会の傘下に教職大学院の全専任教員で構成される「教職大学院会議（仮称）」を設置する。

教職大学院会議は、教職大学院に関わる人事、教学・入試、FDに関する専門委員会とし、その審議内容等は、教授会に報告するものとする。

「教職大学院担当職員」の配置

事務組織として、教務課に「教職大学院担当職員(仮称)」を置き、教職大学院関係の各種委員会に関する事務、教務関連等事項の処理、他課・センター等に関わる事項についての調整、学校実践実習の円滑な実施のための各教育委員会・協力校等との調整等を行う。

### （２）教職大学院の管理運営方法

教職大学院である教職開発専攻は、大学院教育学研究科において既設の修士課程に加えて、新たに教職専門学位課程の専攻として設置する。本研究科における、教職大学院の運営の独立性は確保するものとし、教職大学院に関連する諸事項について独自の決定権限を持ち、教職大学院設置の趣旨・目的に沿って、実施することができる。

### （３）実務家非常勤（みなし専任教員）の管理運営への関与について

実務家非常勤（みなし専任教員）については、「教職大学院会議（仮称）」の構成員として、その実務経験等を活かして審議に反映させる。